

工事完成時作成資料（出来形管理資料）の簡素化について

出来形管理資料作成に伴う書類の簡素化に向けて以下の要領を基本とする。

1 測定基準については、仕様書で規定している頻度を基本とし、必要以上の頻度による管理資料は求めないものとする。また、作業土工については、任意の工種であることから、出来形管理図表は不要とする。

○土木工事における測定基準は40m、撮影頻度は200mが主であり、変化点が少ない可視部については、十分であると考えられる。
○受注者が施工管理等の観点から、不可視部や変化点が多い工事は必要に応じ頻度を上げることを妨げるものでないが、過度な管理は行わないこと。

○作業土工は、目的物設置のためにおこなうものであり、任意仮設と同様に出来形管理は不要である。
ただし、労働安全衛生規則における掘削のこう配などの安全管理は、出来形管理とは別に必要なので留意すること。

2 出来形管理図表を不要する工種を試行

以下の工種について、写真撮影のみとし、出来形管理図表は不要とする。

- ・土木工事共通編 1-4-1 一般事項（切込砂利、碎石基礎工、割栗石基礎工）
- ・1 共通編 2-3-2 掘削工において、同一工事で護岸工を施工する場合

○基礎工は精度の高い管理が求められるものでなく、必要に応じて幅、厚さ等が写真で確認できれば良いと考えられることから、試行により省略。
○上記1のとおり作業土工の管理は不要であり、河川等の掘削で同一工事により護岸を施工する場合も、掘削工とその後の作業土工と分けて管理する妥当性が無いことから省略する。（護岸の出来形管理をもって足りるものと判断する。）

3 管理項目が通例に比べ著しく多いと判断されるものは管理図表でなく、簡易な管理表に替えることができる。

○集水柵等は仕様書で測定する項目が多いため管理図表でなく一覧表に変えて管理を行っても良いものとする。他工種についても必要に応じ、監督員と協議の上、管理様式を定める。